

日光市パートナーシップ宣誓証明書

日 光 あ き ら 様 今 市 司 様 平成 O 年 O 月 O 日 生 平成 O 年 O 月 O 日 生

宣誓日 今和3年 9月1日

お二人が、日光市パートナーシップの 取扱いに関する要綱に基づき、お互いを 人生のパートナーとして、宣誓をされた を証明します。

日光市は、一人ひとりの人権が尊重される明る、住みよい社会を実現し、お互いの個性 や多様性を認め合い誰もが生きがいと誇りを持つことができる社会を目指して、取り組 みを進めてまいります。

お二人が互いを人生のパートナーとして認め合い、いきいきと生活されることを応援 いたします。

今和3年 9月 1 日

日光市長 粉 川 昭 - 印

※この証明書の提示を受けた方は、裏面をご確認ください。

【この証明書の提示を受けた方へ】

日光市は、日光市人権尊重の社会づくり条例(平成25年日光市条例第5号)に基づき、 一人ひとりの人権を尊重し、多様性を認め、ともに生きる社会を目指すため、日光市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱を制定しました。

日光市パートナーシップ宣誓制度は、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを宣誓された二人に対し、市が公的に証明書を発行する制度です。

この証明書は、婚姻のような法律上の効果(夫婦としての権利や義務、税金の控除など)が生じるものではありませんが、この制度により、市民や事業者の皆様に、性の多様性や性的少数者の方々に関する理解と共感が広がり、パートナーシップを宣誓されたお二人が生活の中で抱えている困りごとや生きづらさが解消され、社会参加の促進につながるよう取り組むものです。

この証明書の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解いただきますようお願いします。 なお、宣誓されたお二人の人権のため、本制度を利用するお二人の性的指向、性自認に ついては、本人の同意なく口外はしないでください。

【宣誓されたお二人へ】

- 1 この証明書は、要綱の目的に従って使用してください。
- 2 この証明書を紛失、毀損した場合などには、宣誓書が保管されている場合に限り、 再交付申請書(様式第3号)の提出により、再交付を受けることができます。
- 3 氏名、住所その他宣誓事項等に変更があった場合には、変更届(様式第4号)を提出してください。変更した証明書を交付します。
- 4 次の各号に該当する場合には返還届(様式第5号)を提出し、証明書を返還してく ださい。
 - (1) 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
 - (2) 双方又は一方が市外に転出したとき。
 - (3) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。
- 5 パートナーシップの要件を満たさなくなったことが判明した場合、宣誓は無効と します。その際も、証明書は市長に返還をしてください。

返還がされない場合には証明書の交付番号を市ホームページで公表することがあります。

【通称名の使用について】

(フリガナ) 通 称 名	日光	あきら	A
(フリガナ) 戸籍上の氏名	日光	⁼⁹ ⁹ 晃次	